

国不建推第64号
国不建振第105号
国官参建第47号
令和6年12月13日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長
(公 印 省 略)

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

標記について、従前より貴団体傘下の建設企業に対する指導をお願いしているところである。

引き続き資材や原油等の価格高騰が懸念される中、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請企業に対する適切な代金支払等の確保について、その経営の安定性・健全性を確保するため十分な配慮が必要である。

国土交通省においては、指導監督体制の強化を目的とした「建設業法令遵守推進本部」の設置、建設業法令違反行為の情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン」(令和6年12月最終改訂)の策定、周知を通じ、建設工事の請負契約における元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の推進に努めてきた。また、令和元年に改正した建設業法(昭和24年法律第100号)では、建設業における働き方改革の促進を踏まえ、注文者に対して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止する規定や、元請負人に対して下請代金のうち労務費相当分を現金で支払うよう適切な配慮を義務付ける規定等が追加されている。

しかしながら、元請負人と下請負人の間において、赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、指値発注による不適正な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責によらないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期間にわたる支払保留等、下請負人へのしわ寄せが依然として存在するとの指摘がなされており、このような行為は建設業法違反のおそれがあるとともに、ダンピング受注や技能労働者の賃金水準の低下等につながりやすく、ひいては建設業における担い手の確保や育成を困難にする原因にもなりうるものである。

また、昨今、建設業者の不十分な施工管理等に起因して工事事故が発生しているが、工事の施工にあたり労働災害等を防止することはもとより、国民や発注者に対して建設生産物の安全性や品質を確保するため、建設工事を適正に施工することは建設企業の基本的責務であり、従来からその徹底に努めてきたところであるが、改めて一層の徹底が強く求められている。

一方、第213回通常国会においては、通常必要な労務費の額を著しく下回る見積提出や請負契約の締結を禁止する規定、請負契約の変更協議の円滑化等に関する規定や、注文者

のみならず受注者に対しても著しく短い工期による請負契約の締結を禁止する規定等を新たに定める「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号。以下「改正法」という。）が成立、令和6年6月14日に公布され、原則として同日から1年半以内に施行することとされたところである。

については、貴団体傘下建設企業等に対し、建設業法、「工期に関する基準」（令和2年7月20日中央建設業審議会勧告・令和6年3月27日改定）、「建設業法令遵守ガイドライン」、関係法令や企業として社会通念上守るべき企業倫理等を遵守するほか、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づく「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（令和5年6月13日閣議決定）の趣旨及び下記事項に十分留意し、下請契約における適正な工期の確保、適正な請負代金の設定及び適切な代金の支払等、元請負人と下請負人の間の取引の適正化及び施工管理のより一層の徹底に努められるよう、会議や講習会の開催等により下請負人の選定に関与する全ての者に対して指導されたい。

記

1. 下請負人が建設工事の注文者に交付する見積書

下請代金の設定においては、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするため、書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）による見積依頼及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項で定める見積期間の設定、明確な経費内訳を示した見積書の書面による提出及びそれらを踏まえた双方の協議による適正な手順を徹底すること。見積条件は、下請契約の具体的内容を提示することとし、提示しなければならない事項は、建設業法第19条第1項により請負契約書に記載することが義務付けられている全ての事項（請負代金の額を除く。）となることに留意すること。また、工事現場における工程管理、品質管理及び安全管理等の施工管理が適切に行われるよう、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、必要な経費に十分留意すること。

さらに、下請代金の設定においては、労務費、法定福利費、安全衛生経費、一般管理費及び建設副産物（建設発生土等の再生資源及び産業廃棄物）の運搬及び処理に要する費用等の必要な諸経費を適切に考慮すること。なお、労務費については、建設業法第20条第1項の規定により、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費や労務費その他の経費の内訳を明らかにして建設工事の見積りを行うよう努めなければならないこととされている*ことから、この趣旨を踏まえ、各業種の実情に応じて、労務費の総額や、可能な場合においてその根拠となる想定人工の積上げによる積算を明示することが望ましい。さらに、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）による建設技能者の能力評価が進展しており、建設技能者の地位や技能を反映した賃金の支払いに繋がるような具体的な労務費の見積りとすることが望ましい。

* 改正法により、工事の種別ごとの材料費、労務費に加え、当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費（法定福利費等）を見積書に記載すべきことが明記された。

また、建設業法第 20 条の 2 第 1 項の規定により、建設工事の注文者（元請負人又は直近上位の下請負人）は、当該建設工事に関し、地盤の沈下等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、必要な情報を提供しなければならないことにも留意すること。

併せて、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について別途通知（令和 6 年 12 月 13 日国官参建第 51 号）したので、その内容についても周知徹底を図ること。

2. 原材料費等の高騰を踏まえた適正な請負代金の設定と適正な工期の確保

「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和 4 年 4 月 26 日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）」において、現下の労務費、原材料費及びエネルギーコスト等（以下「原材料費等」という。）の高騰を踏まえ、建設業における適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等について、政府全体で取り組むこととされている。については、市場の原材料費等の実勢を適切に反映した価格設定となるよう十分留意するとともに、納期の長期化が見られる場合には、過発注や買い占めといった仮需を抑制するとともに、工期設定や工程管理にあたっては当該長期化について十分配慮すること。

また、原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や、納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、改正法第 19 条第 1 項の規定に基づき、契約の締結にあたって作成することとされている書面において価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更及び請負代金の変更及び変更する場合の請負代金額の算定方法に関する定めを書面に記載したうえで、工期又は請負代金の額を変更する必要があると認められるときは書面により契約の変更を行うよう、徹底すること。

さらに、改正法第 20 条の 2 第 2 項において、価格高騰等に伴う価格転嫁を円滑化するため、請負代金の額等に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認める場合は、受注者から注文者に対し請負契約の締結前までにその旨を通知しなければならないこととされ、当該事象の発生後受注者が請負代金の額の変更の協議を申し出た場合、注文者は誠実にこれに応ずる努力義務が課されることとなったところであり、発注者と元請負人の契約においても、本規定を踏まえ適切に協議することが重要である。

なお、元請負人が請け負った建設工事について、当該元請負人が上記による通知をしていたか否かにかかわらず、原材料費等の変動を理由として契約後に請負代金の額が変更されたときは、当該元請負人又は下請負人は、当該変更を踏まえて自らの契約の相手方と請負代金の額の変更に関して適切に協議することが重要である。

また、公正取引委員会において、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の 1 つに該当するおそれがある行為として、①価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと、②原材料費等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことの 2 つを挙げており、この点についても留意すること。

3. 社会保険加入の徹底と一人親方との取引等の適正化

建設産業における社会保険の加入促進に向けては、平成 24 年以降様々な取組を進めてきた。例えば、建設業法により、建設業の許可・更新申請に際して、社会保険の加入が許可要件とされている点、さらに、施工体制台帳において、工事に従事する者の社会保険の加入状況等を記載事項とすること等によって加入が促進されてきた。更なる社会保険の加入徹底にあたり、元請負人は下請負人を選定する際に、登録時に社会保険加入確認を行っている CCUS に登録している事業者を選定することが推奨されるとともに、元請負人による社会保険の加入状況の確認及び指導については、CCUS の登録情報の活用を原則とする方針を周知徹底すること。なお、CCUS を使用せず、社会保険の加入確認を行う場合は、社会保険に加入していることを証する関係資料のコピー（電子データ可）を提示させるなど、情報の真正性の確保に向けた措置を講ずること。

また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成 17 年 8 月 26 日閣議決定・令和 6 年 12 月 13 日変更。以下「品確法基本方針」という。）を踏まえ、元請負人に限らず全ての下請負人を含む公共工事等を実施する者は、法定福利費を的確に反映した適正な額の請負代金を定める下請契約を締結すること。

社会保険加入対策や労働関係法令の強化の一方で、法定福利費等の労働関係諸経費の削減等の規制逃れを意図した技能者の一人親方化が課題となっていることを踏まえ、元請負人は下請負人に対して、一人親方との関係を記載した請負通知書及び請負契約書の提出を求め、請負契約書の内容が適切であるかどうかを確認すること。また、一人親方が入場する現場において、働き方自己診断チェックリストを活用し一人親方が現場作業に従事する際の実態を確認すること。その際、労働者に当てはまる働き方になっている場合は、下請負人においては、雇用契約の締結を徹底し、元請負人においては、下請負人に対して雇用契約の徹底を促すとともに、改善が見られない場合は当該下請負人の現場入場を認めない取扱いとすること。

また、一人親方と建設企業の適正取引等の推進の観点から、下請負人が必要経費を十分含んだ請負代金で一人親方と契約を行うとともに、下請負人が一人親方と書面で契約を行うよう徹底すること。

4. 適正な労務費、法定福利費及び安全衛生経費等の確保

建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」には、労務費、材料費等の工事に直接必要な経費に加え、法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の掛金その他の労働者の雇用に伴う必要経費が含まれるものであり、下請契約においても、これらの必要経費が適正に確保されることが必要である。

元請負人においては、労務費に加え、受注時における社会保険料の事業主負担分及び本人負担分を含んだ適正な法定福利費確保に努めること。なお、国土交通省が実施した

「社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査」によると、いまだ高次の下請負人ほど十分に法定福利費を受け取れていない工事の割合が多い傾向が見られることから、必要な法定福利費及び労務費が確実に確保されるよう、下請負人に対し、見積条件に明示すること等により、法定福利費に加え、労務費の総額、またその根拠となる想定人工を内訳明示した見積書（各専門工事業団体において、法定福利費の内訳を明示するために作成された標準見積書を含む。以下同じ。）の提出を促すこと。さらに、提出された見積書を尊重して法定福利費及び労務費を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。併せて、下請契約の締結にあたっては、社会保険料の本人負担分についても適切に請負代金に反映すること。

下請負人においては、注文者に対し、法定福利費に加え、労務費の総額、また可能な場合においてその根拠となる想定人工を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請負人に対し、同様の見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重すること。併せて、自ら雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険に加入させること。

また、建設工事標準請負契約約款に、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を明示することとされていることに留意すること。特に、公共工事、民間工事を問わず二次・三次以下の下請負人間で請負代金内訳書における法定福利費の明示が進んでいない状況にあることから、受発注者間・元下間の各段階において、建設工事標準請負契約約款の活用を周知徹底すること。

さらには、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房及び公正取引委員会）では、労務費の転嫁に係る価格交渉について、「発注者」及び「受注者」それぞれが採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめられているところ、労務費の適切な転嫁を実現していくため、この行動指針に沿った行為を行うこと。

安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施するうえで必要な経費であることから、各専門工事業団体に対して、令和5年8月に「安全衛生対策項目の確認表」の作成、令和6年3月に安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成を依頼しているところである。これを踏まえ、すべての建設企業が「安全衛生対策項目の確認表」及び「標準見積書」を活用し、下請企業から元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書に安全衛生経費を内訳明示することにより、安全衛生経費が適切に支払われるよう取り組むこと。

建退共制度については、公共工事においては、現場の技能労働者一人ひとりに掛金の充当が徹底されるよう、改めて、元請負人と下請負人との間における建退共制度関係事務を適切に行うこと。特に、元請負人は、下請負人が他の退職金制度を活用している場合等に慣用的に用いられてきた辞退届を使用せず、下請負人から提出される「建設業退職金共済制度加入労働者数報告書」を踏まえ、工事に従事する予定の労働者数、対象労働者数及びその就労予定日数の把握に努めること。

民間工事においては、公共工事に比べて建退共制度の普及が進んでいないことから、元請負人は、掛金納付に係る額を適切に見込んだ工事の見積りを行い、発注者に適切に

請求することで事業主負担額分を確保する取組を推進する等、建設技能者が民間工事に従事する場合でも、公共工事と同様に退職金が受取れるような環境の整備に努め、下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。

元請負人においては、公共工事、民間工事の別を問わず建退共制度の掛金納付を一括して代行しこれを適切に行うことが、合理的かつ効率的な事務処理のみならず、建設労働者の福祉の増進と雇用労働条件の向上に資するものであるもので、適切に運用されるように努めなければならないことに留意すること。

なお、建退共制度の手続きについては、令和3年4月より、電子申請方式の本格実施及び証紙方式の履行確認強化の運用を開始しており、令和4年8月からは、電子申請方式において元請負人又は一次の下請負人が下位事業者の掛金納付をまとめて実施する、一括作業方式の利用も開始されたところである。電子申請方式は証紙の貼付に係る事務負担の軽減に資するとともに、CCUSとの連携により、就業実績に応じた掛金充当、履行確認に係る事務負担の軽減にもつながるものであることから、元請負人は、下請負人と連携し、CCUSと連携した電子申請方式を積極的に活用すること。

5. 建設工事の請負契約の締結

建設工事の請負契約の締結については、建設業法第19条第1項の規定に基づき、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による請負契約書を用いて、具体的な工事内容、請負代金の額並びに着工及び完工の時期等、同項各号に掲げる事項を明記して、当該建設工事の着工前に行うよう徹底すること。

特に、下請代金の支払時に、建設副産物の運搬及び処理に要する費用や、元請負人から一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の労働災害防止対策に要する費用等を相殺する（いわゆる赤伝処理）場合には、当該事項の具体的内容を、契約当事者の対等な立場における合意に基づき、請負契約書に明記すること。

また、請負代金の額を決定する際には、元請負人は下請負人からの見積りを十分に尊重し、契約当事者の対等な立場における合意に基づき、契約を締結することが求められる。よって、元請負人が下請負人と十分な協議をせず、又は下請負人から提案した協議に応じることなく一方的に請負代金の額を提示[※]し、その額で下請負人に契約を締結させる行為（いわゆる指値発注）を行うことがないよう留意すること。

※建設工事の注文者が自己の取引上の地位を不当に利用して一方的に協議に応じなかった結果、通常必要と認められる額に比して著しく低い請負代金の額となった場合は建設業法第19条の3に違反するおそれがあるため留意すること。また、改正法により、建設工事の注文者に加え、当該建設工事の受注者についても、こうした請負契約を締結することが禁止されることになった。

さらに、当初の契約どおりに工事が進行しないことにより、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じることとなった場合には、追加工事・変更工事（以下「追加工事等」という。）の着工前に書面により契約を変更するよう徹底すること。工事状況により追加工事等の全体数量等が直ちに確定できない場合には、元請負人は、①下請負人に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容、②当該追加工事等が契約変更の対象になること及び契約変更等を行う時期、③追加工事等に係る契約単価の額を記載した書面を追加工事等の着工前に下請負人と取り交わすこととし、契約の

変更手続きについては、追加工事等の全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行うこと。

また、建設業法第19条の5に規定されている、「著しく短い工期による請負契約の締結の禁止」※は、全ての建設工事の請負契約に対して適用されることに留意すること。

※ 改正法により、建設工事の注文者に加え、当該建設工事の受注者についても、こうした請負契約を締結することが禁止されることになった。

なお、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象建設工事である場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないことに留意すること。

6. 建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等

建設業においては、平成31年4月より年5日の年次有給休暇の取得が義務化され、令和6年4月より罰則付きの時間外労働規制が適用された。時間外労働の上限規制の適用後においても、週休2日の確保や長時間労働の是正、適正な賃金水準の確保等、関係者と連携しながら建設業の働き方改革を強力に推進することが急務である。そのため、建設業法・建設業法令遵守ガイドライン・工期に関する基準・品確法・品確法基本方針等の趣旨を踏まえ、下請契約の場合においても、適正な工期の確保や適正な請負代金の設定、工事の進捗状況の共有、予定された工期で工事を完了することが困難な場合における適切な工期変更を行い、下請企業を含めた週休2日の確保や長時間労働の是正等に努めること。

その際、契約当事者のいずれもが時間外労働の上限規制を遵守できることを前提とした工期の設定に努めることが重要である。工期に関する基準においては、「建設工事に従事する者が長時間労働や週休2日の確保が難しいような工事を行うことを前提とする、著しく短い工期となることのないよう、受発注者間及び元下間で、適正な工期で請負契約を締結する」こと及び「前工程で工程遅延が発生した場合には、後工程がしわ寄せを受けることのないよう工期を適切に延長するとともに、竣工日を優先せざるを得ず、工期の延長ができずに工程を短縮せざるを得ない事情があるときは、元下間で協議・合意のうえ、契約工期内の突貫工事等に必要な掛増し費用等、適切な変更契約を締結」することを求めている。

また、発注者は「各工程に遅れを生じさせるような事象等について受注者から報告を受けた場合、受注者と共に工程の遅れの原因を明らかにし、その原因が発注者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰すべきもの、不可抗力のように受発注者の責に帰することができないものであるかを特定したうえで、受発注者間で協議して必要に応じて契約変更を行う」ことが求められているとともに、「契約変更が必要となったときは、発注者との間で変更理由とその影響を明らかにして工期変更を行うとともに、下請契約についても工期の適正化、特に前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せの防止に関する取組等を行う」こととされている。時間外労働の上限規制後においては、従前のような工期末付近での長時間労働が困難となることから、受注者においては、後工程へのしわ寄せが生

じないような工程管理に努めること。

加えて、同年3月に改定された工期に関する基準では、令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るため、建設工事の「受注者は、契約締結前又は変更契約が必要となる際に、時間外労働規制を遵守した適正な工期が確保された見積りを作成し、発注者に提出するよう努める」とともに、発注者は、「契約締結前又は変更契約が必要となる際に、時間外労働規制を遵守した適正な工期が確保された見積りが受注者から提出されたときは、その内容を確認し、尊重する」ことが盛り込まれたため留意すること。そのほか、建設業における働き方改革を推進する観点から、建設業法第19条第1項第4号においては、契約書に「工事を施工しない日又は時間帯の定めをするとき、その内容」を記載することとされている。ただし、「工事を施工しない日又は時間帯」を定めない場合には、契約書に記載する必要はない。例えば、週休2日工事であっても特定の曜日を休日として定めることが困難である場合、他律的な要因により施工日や時間帯が決まるため、あらかじめ契約当事者間で合意ができない場合等がこれに該当する。

「工事を施工しない日又は時間帯」を定める場合には、あらかじめ自然要因等を考慮する必要があるが、実際には天候等の影響により工程に予期せぬ遅れ等が生じ、あらかじめ定めた「工事を施工しない日又は時間帯」にも施工を行わざるを得ない場合も想定される。このため、必要に応じて、契約書に『天候等の影響によっては、元請負人と下請負人で協議の上、あらかじめ定めた「工事を施工しない日又は時間帯」にも施工することができる』旨の記載をすること等により柔軟に対応すること。なお、この場合にも、週休2日の確保、長時間労働の是正等といった働き方改革の必要性に留意すること。

なお、週休2日の確保にあたっては、1か月の所定労働時間に対して賃金額を決める、いわゆる「月給制」により賃金を毎月安定的に支払うなど、週休2日の確保へのインセンティブが働く方策を導入することが考えられる。

7. 施工管理の徹底

公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、見積・契約時における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理、工事目的物・工事用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理のより一層の徹底に努め、発注者の信頼に応えうる適正な施工を確保すること。

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、公共工事においては下請契約を締結したとき、民間工事においては下請契約の請負代金の額が4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上となる場合は、請負契約書の写し等、定められた書類を添付した施工体制台帳及び施工体系図の作成並びにその工事現場ごとの備え置き等を徹底すること。なお、建設業法第24条の8第1項、第2項及び第4項を読み替えた公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第1項において、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しの発注者への提出及び施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げる義務が課されているところ、改正法

により、当該公共工事に関する工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置を講じている場合には、これら施工体制台帳の写しの発注者への提出を求めないこととされたので留意すること。

さらに、「施工体制台帳の作成等について」（令和4年12月28日国不建第466～467号最終改正）においても、現場の施工体制の確認の更なる徹底が求められていることも踏まえ、より一層の下請契約の適正化に努めること。

また、建設業法第24条の8第1項の詳細を定める建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の2により、建設工事の従事者の適切な処遇改善を図る観点から、建設工事の従事者の氏名や有する資格等の情報を施工体制台帳に記載することとされている点に留意すること。なお、施工体制台帳への記載に代えて、CCUSに当該情報を登録し、必要に応じて書面に打ち出せるようにすることにより代替できることから、CCUSを積極的に活用されたい。

加えて、デジタルサイネージ等のICT機器を活用した施工体系図の掲示については、一定の要件を満たす場合、書面による掲示と同等の役割を果たしていると考えられ、建設業法第24条の8第4項の規定による掲示義務を果たすものと考えて差し支えない。

建設工事の主任技術者の専任等に係る取扱いについては、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成26年2月3日国土建第272号）や「監理技術者制度運用マニュアル（令和6年12月13日国不建技第123号）三、（1）工事現場における監理技術者等の専任の基本的な考え方」に十分留意すること。

8. 検査及び引渡し

建設業法第24条の4の規定に基づき、元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつできる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了すること。

また、当該検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人からの申し出があったときは、当該元請負人と当該下請負人の間における請負契約において特約がされている場合を除いて、当該元請負人は直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。

9. 適切な下請代金の支払

建設業法第24条の3において、労働者の雇用の安定を図る観点から、元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切に配慮しなければならないこととされている。これを踏まえ、少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む。）については現金払とするよう支払条件を設定することとし、手形等による支払は慎むこと。労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む。）以外の支払において現金払と手形払を併用する場合には、支払代金に占める現金の比率を高めるよう努力すること。

「下請中小企業振興法（経済産業省、業所管省庁共管。）第3条第1項の規定に基づく振興基準」（以下「振興基準」という。）及び「下請代金の支払手段について」（令和3年3月31日20210322中庁第2号・公取企第25号。以下「手形通達」という。）において、

下請取引の適正化に努めるよう要請されているため、元請負人は下請負人に対し、下請代金の支払をできる限り現金払により行う必要があるとされていることに留意すること。また、手形等で支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請負人の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を元請負人と下請負人で十分協議して決定するとされていることに留意すること。当該協議を行う際、元請負人と下請負人の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、元請負人は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこととされていることに留意すること。なお、割引料等のコストについては、実際に下請負人が近時に割引をした場合の割引料等の実績等を聞くなどの方法により把握することが考えられる。加えて、手形期間については60日以内とされていることに留意すること。

手形通達によって要請されている取組に加えて、振興基準において、約束手形をできる限り利用しないよう努めること、サプライチェーン全体で約束手形の利用の廃止等に向けた取組を進めることとされていること、また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ」（令和4年6月7日閣議決定）において、令和8年の約束手形の利用の廃止等に向けた取組を促進する旨閣議決定されていること、金融業界に対し、令和8年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討するよう要請されていることを踏まえ、建設業界においても、発注者も含めて関係者全体で、手形の利用廃止等に向けて、前金払等の充実、振込払及び電子記録債権への移行、支払期間の短縮等の取組を進めていくよう努めることが重要であることについても留意すること。

また、特定建設業者については、建設業法第24条の6第3項の規定により、下請契約における代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形（以下「割引困難な手形」という。）を交付してはならないとされている。本年11月から、下請代金支払遅延等防止法における「割引困難な手形」の運用が変更され、公正取引委員会では、手形の期間が60日を超える手形を「割引困難な手形」として指導の対象にしたことを踏まえ、建設業法第24条の6第3項の「割引困難な手形」についても、同月から、手形の期間が60日を超える手形を、同項が禁止する「割引困難な手形」に違反するおそれがあるものとして、指導の対象にすることとしたため、留意すること。

下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。また、元請負人が注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、できる限り短い期間内に支払わなければならないことにも留意すること。なお、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内で、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければならないと定められている。そのため、特定建設業者の下請代金の支払期限については、注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた日から一

月を経過する日か、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内で定めた支払期日のいずれか早い期日となることに留意すること。

なお、前払金を受領した場合には、建設業法第24条の3第3項に基づき、下請負人に対して必要な費用を前払金として適切に支払うよう配慮すること。

また、公共工事に係る前払金については、下請負人、資材業者等に対する前払金の適正かつ確実な支払を確保するため、保証事業会社と保証契約を締結した元請負人は、前払金支払時においては、下請負人、資材業者等の口座への直接振込の方法が基本とされていることを踏まえ、直接振込の実施の徹底を図ること。加えて、中間前金払制度の適用対象工事については、同制度を積極的に活用することにより下請代金が適切に支払われるよう配慮すること。

また、工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しが完了した後に、正当な理由なく長期間にわたり下請代金の一部を保留金とすることがないよう徹底すること。

10. 下請負人への配慮等

発注者から直接工事を請け負った元請負人は、全ての下請負人に対し、建設工事の請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

公共工事等については、「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」を利用した資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化に配慮すること。

なお、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請負人が建設業法第19条、第24条の3及び第24条の5等の規定及び労働基準法等の建設工事に従事する労働者の使用に関する法令のうち一定の規定等に違反しないよう指導に努めるとともに、建設業法第41条第2項及び第3項の適用があることを踏まえ、下請負人による技能労働者への賃金不払の防止に努めるなど下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

11. 技能労働者への適切な賃金の支払

建設業の高齢化が進行する中、担い手の確保のためには、技能労働者の処遇改善、特に適切な賃金水準を確保することが重要である。品確法及び品確法基本方針においては、市場における労務の取引価格を的確に反映した適正な額の請負代金を定める下請契約の締結や技術者・技能労働者に係る賃金等の労働環境の改善が、元請負人に限らず全ての下請負人を含む受注者等の責務とされているところである。

また、官民一体となって取り組んできた結果から、平成25年4月以降これまで12度にわたり公共工事設計労務単価が上昇したところであり、その都度、建設業団体あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を通知してきたところである。また、本年3月8日に行われた国土交通省と建設業団体との意見交換会において、技能者の賃上げについて「5%を十分に上回る上昇」を目標とすることを申し合わせ、総理大臣から、申合せに沿った賃上げの強力な推進をお願いしたところである。以上のことを十分に踏まえ、各団体及び建設企業においては、12年続いている好循環の流れが途切れないう、発注者からの適正価格での受注、見積依頼・提出を踏まえた双方の協議による適

正価格での下請契約の締結、適切な水準の賃金の支払に関する下請負人や再下請負人への要請、重層下請構造の改善等の具体的な取組を展開するとともに、公共工事設計労務単価の上昇を十分に踏まえ、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう最大限努めること。また、技能労働者の処遇改善を図る上で、技能労働者の能力や経験に応じた賃金の支払いがなされることが重要である。技能労働者の能力や経験に応じた賃金の支払いに向けた取組として、一部の元請企業においては、CCUSの能力評価等を反映した手当の支給が進められているところであり、元請企業におかれては、このような取組についても積極的に活用されたい。こうした技能レベルに応じた手当等の支給や、技能者の地位や技能を反映した労務費の見積り、「CCUSレベル別年収」の活用等の取組の普及には、CCUSの能力評価がより一層普及することが重要なため、その周知・普及を行い技能労働者が能力評価を受けられるよう促すこと。また、本年4月から、原則としてCCUSに蓄積された就業履歴によらなければCCUSの能力評価の年数に加算されなくなったことから、建設キャリアアップカードを保有している建設技能者が適切かつ確実に就業履歴の蓄積ができるよう、元請負人は事業者登録を行った上、現場・契約情報の登録、施工体制登録、カードリーダーの設置等の就業履歴の蓄積が可能な環境整備を図ること。加えて、その工事に従事する下請負人に対して、事業者登録及び施工体制への登録、所属技能者の登録を適切に指導するとともに、一人一人の建設技能者が各現場においてカードタッチ等により就業履歴を蓄積するよう適切に指導すること。

また、平成27年3月から「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を開設しており、品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（令和2年1月30日最終改正）に関する情報、公共工事設計労務単価改定後の請負契約に係る情報、社会保険加入対策に係る情報、受発注者間や元請下請間での価格転嫁に関する相談等、建設業に関する様々な生の声を受け付けているので、当該相談窓口を活用するとともに、引き続きその周知に努めること。

12. インボイス制度開始後の免税事業者との適正な取引

昨年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されている。

下請負人との取引においては、元請負人が、自己の取引上の地位を不当に利用して、免税事業者である下請負人に対し、一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為や、免税事業者である下請負人に課税事業者への転換を要請し、それに応じて課税事業者へ転換した下請負人に対し、一方的に取引価格を据え置く行為は、建設業法や独占禁止法の規定に違反する行為として問題となるため十分留意すること。その上で、下請負人との取引にあたっては、消費税相当額の取引価格への反映の必要性等について、下請負人と十分な協議を行い、双方対等な立場における合意に基づいて取引価格の設定を行うこと。

また、建設業法違反が疑われる不適正な取引については、各地方整備局等に設置されている「駆け込みホットライン」において相談を受け付けているので、当該窓口を活用

するとともに、引き続きその周知に努めること。

1 3. 国土交通大臣等への通報を理由とする不利益取扱いの禁止

建設業法第 24 条の 5 の規定により、元請負人において、不当に低い請負代金での請負契約の締結や不当な使用資材等の購入強制及び正当な理由がない長期の支払い保留等に係る建設業法上の義務違反行為があるとして下請負人が国土交通大臣等（当該元請負人が許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事をいう。）に通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないことに留意すること。

1 4. 建設工事の関係者への配慮

下請中小企業振興法は、下請中小企業を育成・振興する支援法としての性格を有する法律であり、広く下請振興を図る観点から、全ての取引が対象となっている。そのため、建設工事の請負契約の元請・下請間だけでなく、建設工事に関係する、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者及び建設関連業者等との取引においても、振興基準に示す、対価の決定の方法の改善、下請代金の支払方法の改善及び働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善等の配慮を徹底し、下請中小企業を含むサプライチェーン全体で付加価値向上を目指すことができるような、親事業者と下請事業者の相互理解と信頼によって支えられる互恵的な取引関係を構築すること。また、上記 1 から 13 までの事項に準じた配慮をすること。

○建設業団体の長に対して、資金需要の増大が予想される夏期・冬期に、下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等を要請するもの。（令和6年12月13日発出）

通達の内容

（1）下請負人が建設工事の注文者に交付する見積書

- 見積書を踏まえた双方の協議による適正な手順にて下請代金を設定
- 請負代金の額を除く請負契約書の記載事項を明示
- 労務費、法定福利費、安全衛生費、一般管理費、建設副産物の運搬及び処理に要する費用等の諸経費を適切に考慮
- 建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するため、不可欠な経費（法定福利費等）を見積書に記載

（2）原材料費等の高騰を踏まえた適正な請負代金の設定と適正な工期の確保

- 価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更及び請負代金の変更額の算定方法に関する定めを契約書面に記載【R6.12法施行】
- 工期又は請負代金の額を変更する際にも書面での契約変更を徹底
- 請負代金に影響を及ぼす事象が発生するおそれがある場合は、受注者から注文者に対し請負契約の締結前までにその旨を通知しなければならず、当該事象の発生後受注者が請負代金の変更協議を申し出た場合は、上記通知の有無に関わらず注文者は誠実に応じること【R6.12法施行】
- 独禁法上の、優越的地位の濫用の要件に該当するおそれがある行為についても留意

（3）社会保険加入の徹底と一人親方との取引等の適正化

- 社会保険加入が許可要件、加入状況等の施工体制台帳への記載
- CCUS登録事業者を下請負人として選定の推奨、社会保険加入状況確認等に原則CCUSを活用
- 一人親方が現場作業に従事する際の実態を確認し、労働者に当てはまる働き方になっている場合は、雇用契約の徹底を促す
- 下請負人が必要経費を十分含んだ請負代金で一人親方と書面にて契約を行うよう徹底

（4）適正な労務費、法定福利費及び安全衛生経費等の確保

- 建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」の適正な確保

- 雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、社会保険への加入を徹底
- 請負代金内訳書に法定福利費を明示する規定を新設した建設工事標準請負契約約款等の活用
- 発注者と受注者のそれぞれが「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に沿った行動を行う
- 「安全衛生対策項目の確認表」及び「標準見積書」を活用し、下請企業から元請企業に対して提出する見積書に安全衛生経費を内訳明示し、安全衛生経費が適切に支払われるよう取り組む
- 建退共制度に基づく事業主負担額等の必要な諸経費、下請負人の資金繰りや雇用確保への配慮
- 建退共手続きの電子申請方式の本格実施及び証紙方式の履行確認強化によるCCUSの積極的活用・建退共制度の適切な運用
- 元請負人による工事ごとの建退共制度事務の統一及び一括作業方式の利用

（5）建設工事の請負契約の締結

- 建設工事着工前の書面（電磁的方法を含む。）による契約締結の徹底
- 建設工事標準下請契約約款又は準拠した契約書の利用
- 赤伝処理をする場合は、合意に基づき契約書類に明記、指値発注の禁止
- 建設リサイクル法対象工事は、必要事項を書面で相互交付

（6）建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等

- 下請契約においても、適正な工期の確保や適正な請負代金の設定を行い、週休2日の確保や長時間労働の是正などに努める
- 著しく短い工期の禁止、前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せが生じないように工程管理
- 受注者は、契約締結前又は変更契約が必要となる際に、時間外労働規制を遵守した適正な工期が確保された見積りを作成し、発注者に提出するよう努め、発注者はその内容を確認し尊重する
- 注文者のみならず、受注者についても著しく短い工期による請負契約の締結は禁止

通達の内容

(7) 施工管理の徹底

- 発注者の信頼に応える適切な施工計画、施工体制の十分な確保、工程管理や工事目的物・工所用資材等の品質管理、安全管理等一層の徹底
- 施工体制台帳及び施工体系図（デジタルサイネージ等ICT機器を含む）の作成、備え置きの徹底
- 主任技術者の専任等の取り扱いに十分留意

(8) 検査及び引渡し

- 工事完成通知日から20日以内で、できる限り短期間に検査を完了
- 検査完了後、下請負人から申し出があったときは、直ちに引渡し

(9) 適切な下請代金の支払

- 少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む。）を現金払とするよう支払条件を設定
- できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合には、現金の比率を高める
- 手形等の現金化にかかる割引料等のコストなどを、十分協議した上で明示し、一方的に下請負人の負担としない
- 令和8年の手形の利用廃止等に向けて、振込払及び電子記録債権への移行・手形期間の短縮等の取り組みを進めていくよう努める
- 特定建設業者は、一般の金融機関による割引困難な手形の交付の禁止
- 11月から、60日を超える手形は「割引困難な手形」に違反するおそれがあるものとして指導対象となったことに留意
- 支払を受けた日から1月以内でできる限り短期間での支払
- 特定建設業者は、完成を確認した後、引渡しの申出日から50日以内で、できる限り短期間での支払
- 前払金受領時の適正な支払及び中間前金払制度の積極的な活用
- 正当な理由のない長期間の支払保留の禁止

(10) 下請負人への配慮等

- 全ての下請負人に対し、請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えない
- 「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」の活用による支払の適正化
- 特定建設業者は、下請負人による技能労働者への賃金不払の防止に努めるなど下請契約の関係者保護に特に配慮

(11) 技能労働者への適切な賃金の支払

- 公共工事設計労務単価の上昇（12年連続）等を踏まえ、技能労働者に対する適切な水準の賃金を支払われるよう最大限努める
- 国土交通省と建設業団体との意見交換会において、技能者の賃上げについて「5%を十分に上回る上昇」を目標とすることを申し合わせ、総理大臣から、申合せに沿った賃上げの強力な推進をお願い
- CCUSを活用し、建設技能者が適切に就業履歴を蓄積できるよう、カードリーダーの設置や施工体制登録等を適切に指導
- 「CCUSレベル別年収」の公表を踏まえ、技能労働者が能力評価を受けるよう促し、適切な処遇を受けられるよう環境整備を推進
- 品確法、新労務単価、社会保険加入対策、価格転嫁に関する相談等の窓口である「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の活用及び周知

(12) インボイス制度開始後の免税事業者との適正な取引

- 自己の取引上の地位を不当に利用し、一方的に消費税相当額の一部（全部）を支払わない行為や優越した地位を濫用した行為は、建設業法、独禁法の規定に違反するため十分留意
- 下請負人との取引にあたっては、消費税相当額の取引価格への反映の必要性等について、下請負人と十分な協議を行い、双方対等な立場における合意に基づいて取引価格を設定
- 「駆け込みホットライン」の活用及び周知

(13) 国土交通大臣等への通報を理由とする不利益取扱いの禁止

- 監督行政庁への通報を理由とした取引の停止など不利益な取扱いの禁止

(14) 建設工事の関係者への配慮

- 下請中小企業振興法振興基準の観点から、建設工事の関係者（資材業者・賃貸業者・警備業者・運送事業者・建設関連業者等）との取引においても、振興基準に示す事項の配慮及び、(1)～(13)の事項に準じて配慮

国官参建第51号
令和6年12月13日

建設業者団体の長 殿

国土交通省大臣官房参事官（建設人材・資材）

下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（令和6年12月13日付け国不建推第64号・国不建振第105号・国官参建第47号）により、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、適切な水準の賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴会傘下建設企業に対し指導の徹底をお願いしているところである。

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないものである。

貴会傘下建設企業において、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、「交通誘導業務の契約では、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費（法定福利費等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する。」「週休二日対象工事においては、週休二日を取得するのに要する労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の割増を適切に考慮する。」等、上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが図られるよう、併せて、周知徹底をお願いしたい。なお、公共工事設計労務単価に、建設労働者の雇用に伴い必要となる企業経費（法定福利費、労務管理費、安全管理費等）を試算の上、加算した金額（参考値）の公表を行っているので、併せて周知をお願いする。

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれていない。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものでない。
- 7 この表は、「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

上段：公共工事設計労務単価
下段：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舍費等) (参考値)

地方連綿協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電気	鉄筋工	鉄骨工	塗装工	溶接工	所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)									
															運転手(特殊)	運転手(一般)	潜かん工	潜かん(特殊)	さく土工	トンネル特殊工	トンネル作業員			
北海道	01 北海道	23,600	20,000	17,500	22,700	30,800	27,100	-	-	25,300	27,300	28,700	27,800	30,100	24,900	24,900	30,400	47,700	-	-	43,800	31,100		
		(33,200)	(28,100)	(24,600)	(31,900)	(43,300)	(38,900)	-	-	(35,600)	(38,400)	(40,400)	(39,100)	(42,300)	(35,000)	(29,100)	(54,000)	(67,100)	-	-	(61,600)	(43,700)		
東北	02 青森県	27,400	20,700	16,600	22,500	31,400	28,900	-	-	28,900	23,200	29,600	26,700	25,400	28,100	31,700	28,100	37,900	47,100	33,900	42,300	30,000		
		(38,500)	(29,100)	(23,300)	(31,600)	(44,100)	(40,600)	-	-	(40,600)	(32,600)	(41,600)	(37,500)	(35,400)	(39,500)	(44,600)	(39,500)	(53,300)	(66,200)	(47,700)	(59,500)	(42,200)		
03 岩手県	26,000	22,100	17,100	23,700	33,000	27,700	-	-	28,800	24,400	29,400	27,000	26,500	28,300	31,000	25,500	37,800	47,100	33,800	44,600	30,200			
	(36,600)	(31,100)	(24,000)	(33,300)	(46,400)	(38,900)	-	-	(40,600)	(34,300)	(41,300)	(38,000)	(37,300)	(39,800)	(43,600)	(35,900)	(53,100)	(66,200)	(47,500)	(62,700)	(42,500)			
04 宮城県	27,600	22,100	18,500	24,800	34,000	31,500	-	-	29,000	26,100	35,500	30,500	31,000	30,500	32,600	28,500	37,700	46,700	33,600	44,600	30,100			
	(38,800)	(31,100)	(26,800)	(34,900)	(44,300)	(44,300)	-	-	(40,800)	(36,700)	(49,900)	(42,900)	(43,600)	(42,900)	(45,800)	(40,100)	(53,000)	(65,700)	(47,200)	(62,700)	(42,300)			
05 秋田県	26,100	21,200	18,000	23,600	31,900	28,900	-	-	29,300	24,200	30,700	27,800	27,700	29,100	30,900	29,100	38,200	47,700	34,300	43,700	30,900			
	(36,700)	(29,800)	(25,300)	(33,200)	(44,900)	(40,600)	-	-	(41,200)	(34,000)	(43,200)	(39,100)	(38,900)	(40,900)	(43,400)	(40,900)	(53,700)	(67,100)	(48,200)	(61,400)	(43,400)			
06 山形県	26,000	21,000	18,800	23,900	30,100	28,800	-	-	28,800	25,000	30,900	28,700	30,600	30,300	28,900	25,600	38,000	47,100	34,000	43,300	30,500			
	(36,800)	(29,500)	(26,400)	(33,800)	(42,300)	(40,500)	(40,100)	(40,300)	(40,300)	(35,200)	(43,400)	(40,400)	(42,800)	(40,800)	(40,800)	(52,400)	(66,200)	(47,800)	(60,900)	(42,900)				
07 福島県	27,700	22,200	20,100	24,500	33,000	31,300	-	-	29,200	25,600	31,300	28,600	30,700	30,200	27,600	24,300	38,000	47,000	33,900	43,200	30,000			
	(38,900)	(30,900)	(28,300)	(34,400)	(46,400)	(44,000)	(42,500)	(41,100)	(36,000)	(44,000)	(40,200)	(43,200)	(42,500)	(38,800)	(34,200)	(53,400)	(66,100)	(47,700)	(60,700)	(42,200)				
関東	08 茨城県	25,100	24,000	16,100	25,100	28,200	29,200	30,700	29,000	25,700	28,200	25,800	28,800	31,700	28,200	23,000	34,900	41,500	35,500	36,200	29,200			
		(35,300)	(33,700)	(22,600)	(35,300)	(39,600)	(41,100)	(43,200)	(40,800)	(36,100)	(39,600)	(36,300)	(40,500)	(44,600)	(39,600)	(32,300)	(49,100)	(58,300)	(49,000)	(50,900)	(41,100)			
09 栃木県	24,800	22,400	15,900	24,800	29,900	27,600	30,800	29,000	25,300	28,100	26,700	30,300	32,500	25,400	23,900	35,000	41,500	35,500	36,700	29,600				
	(34,900)	(31,500)	(22,400)	(34,900)	(42,000)	(38,800)	(43,300)	(40,800)	(35,600)	(39,500)	(37,500)	(42,600)	(45,700)	(35,700)	(33,600)	(49,200)	(58,300)	(49,500)	(51,600)	(41,600)				
10 群馬県	24,900	23,700	17,100	25,000	31,300	26,300	29,600	28,800	24,800	27,300	26,200	26,400	30,300	25,800	21,500	35,000	41,600	35,500	39,500	29,500				
	(35,000)	(33,300)	(24,000)	(35,200)	(44,000)	(37,000)	(41,600)	(40,500)	(34,900)	(38,400)	(36,800)	(37,100)	(42,600)	(36,300)	(30,200)	(49,200)	(58,500)	(49,000)	(55,500)	(41,500)				
11 埼玉県	26,700	24,300	16,900	24,700	29,900	30,400	30,800	29,100	27,200	30,200	27,200	30,800	31,600	29,300	25,200	34,900	41,500	35,500	34,900	29,300				
	(37,500)	(34,200)	(23,800)	(34,700)	(42,000)	(42,700)	(43,300)	(40,900)	(38,200)	(42,500)	(38,200)	(43,300)	(44,400)	(41,200)	(35,400)	(49,100)	(58,300)	(49,500)	(48,100)	(41,200)				
12 千葉県	27,600	23,900	16,800	25,800	29,800	31,500	31,400	29,100	27,500	31,400	27,100	31,100	31,100	31,800	28,500	25,000	35,000	41,500	35,500	34,800	29,300			
	(38,800)	(33,600)	(23,300)	(36,300)	(44,300)	(44,300)	(44,100)	(40,900)	(38,700)	(44,100)	(38,100)	(43,700)	(44,700)	(40,100)	(35,200)	(49,200)	(58,300)	(49,500)	(48,900)	(41,200)				
13 東京都	28,300	25,400	17,600	29,900	31,600	31,200	31,400	29,200	30,100	30,900	28,000	32,700	33,800	28,900	23,600	35,100	41,600	35,600	33,900	29,400				
	(39,800)	(35,700)	(24,700)	(36,400)	(44,400)	(43,900)	(44,100)	(41,100)	(42,300)	(43,400)	(39,400)	(46,000)	(47,500)	(40,800)	(33,200)	(49,400)	(58,500)	(50,100)	(47,700)	(41,300)				
14 神奈川県	25,500	23,900	17,200	25,300	29,900	31,300	31,200	29,800	27,700	29,000	28,000	32,700	34,600	30,000	25,200	35,000	41,600	35,500	37,600	29,300				
	(40,100)	(36,800)	(24,200)	(35,400)	(42,000)	(44,000)	(43,800)	(40,800)	(38,000)	(40,800)	(39,400)	(46,000)	(48,600)	(42,200)	(35,400)	(49,200)	(58,500)	(49,000)	(52,900)	(41,200)				
19 山梨県	27,700	22,200	16,800	25,100	30,900	27,900	31,100	28,700	27,100	28,400	28,300	30,900	33,300	28,900	24,600	35,200	41,700	35,700	36,400	29,400				
	(38,200)	(35,400)	(23,600)	(35,300)	(43,400)	(39,200)	(43,700)	(40,400)	(38,100)	(39,900)	(39,800)	(43,400)	(46,800)	(40,800)	(34,600)	(49,500)	(58,600)	(50,200)	(51,200)	(41,300)				
20 長野県	26,200	23,200	17,800	24,900	29,700	27,500	28,800	27,100	25,400	26,600	26,600	27,700	29,500	25,800	22,200	35,200	41,900	35,700	38,400	29,700				
	(36,800)	(32,600)	(25,000)	(35,000)	(41,800)	(38,700)	(40,500)	(38,100)	(35,700)	(37,400)	(37,400)	(38,900)	(41,500)	(36,300)	(31,200)	(49,500)	(58,900)	(50,200)	(54,000)	(41,800)				
北陸	15 新潟県	26,100	21,900	19,700	23,600	31,900	27,200	27,200	28,600	24,600	28,600	27,500	28,300	29,700	25,600	23,300	38,500	47,700	34,400	45,500	31,200			
		(36,700)	(30,800)	(27,700)	(33,200)	(44,900)	(38,200)	(38,200)	(40,200)	(34,600)	(40,200)	(38,700)	(39,800)	(41,800)	(36,600)	(32,800)	(54,100)	(67,100)	(48,400)	(64,000)	(43,900)			
16 富山県	29,000	23,200	18,400	23,300	33,900	30,500	-	-	25,800	30,900	30,500	30,200	31,000	27,000	23,200	38,500	47,700	34,400	46,400	30,900				
	(40,800)	(32,600)	(25,900)	(32,800)	(47,700)	(42,900)	-	-	(36,300)	(43,400)	(42,900)	(42,500)	(43,600)	(38,000)	(32,600)	(54,100)	(67,100)	(48,400)	(65,200)	(43,400)				
17 石川県	28,200	24,000	18,400	23,200	34,200	30,800	-	-	26,000	30,500	30,000	29,800	30,700	26,500	24,400	38,700	47,800	34,500	46,400	31,600				
	(39,600)	(33,700)	(25,900)	(32,600)	(48,100)	(43,300)	-	-	(36,600)	(42,900)	(42,200)	(41,900)	(43,200)	(37,300)	(34,300)	(54,400)	(67,200)	(48,500)	(65,200)	(44,400)				
中部	21 岐阜県	26,600	23,500	17,600	24,900	31,100	29,400	-	-	23,800	28,800	28,000	28,300	30,700	28,300	24,500	35,600	44,000	33,500	42,500	31,300			
		(37,400)	(33,000)	(24,700)	(35,000)	(43,700)	(41,300)	-	-	(33,500)	(40,500)	(39,400)	(39,800)	(43,200)	(39,800)	(34,400)	(50,100)	(61,900)	(47,100)	(59,800)	(44,000)			
22 静岡県	29,200	24,700	18,900	23,900	30,700	28,300	31,200	33,400	25,100	29,400	30,400	30,100	33,100	27,800	24,800	35,300	44,000	33,500	42,100	31,100				
	(38,800)	(35,600)	(24,200)	(35,400)	(42,000)	(40,800)	(43,800)	(47,000)	(35,300)	(41,300)	(42,700)	(42,300)	(46,000)	(38,800)	(34,800)	(49,200)	(58,500)	(49,000)	(52,900)	(41,300)				
23 愛知県	27,700	23,500	18,100	24,200	32,000	30,200	-	-	23,900	28,800	28,500	29,700	32,400	27,900	25,300	35,700	44,100	33,500	41,500	31,100				
	(38,900)	(33,000)	(25,400)	(34,000)	(45,300)	(42,500)	-	-	(33,800)	(40,500)	(40,100)	(41,800)	(45,600)	(39,200)	(35,600)	(50,200)	(62,000)	(47,100)	(58,300)	(43,700)				
24 三重県	26,400	22,700	17,100	25,200	31,700	30,900	-	-	24,000	29,200	29,700	28,800	31,900	27,400	24,300	35,600	44,200	33,600	42,600	30,800				
	(37,100)	(31,900)	(24,000)	(35,400)	(44,600)	(43,400)	-	-	(33,700)	(41,100)	(41,800)	(40,500)	(44,900)	(38,500)	(34,200)	(50,100)	(62,100)	(47,200)	(59,600)	(43,300)				
近畿	18 福井県	24,400	20,000	15,600	23,500	27,700	25,100	-	-	29,300	22,500	26,100	25,600	27,200	28,500	24,200	23,900	35,000	42,300	29,000	43,100	30,800		
		(34,300)	(28,100)	(21,900)	(33,000)	(38,900)	(35,300)	-	-	(41,200)	(31,600)	(36,700)	(36,000)	(38,200)	(40,100)	(34,000)	(33,600)	(49,200)	(59,500)	(40,800)	(60,600)	(43,300)		
25 滋賀県	24,700	21,300	16,300	24,300	28,900	26,600	-	-	29,800	23,900	27,400	25,100	27,300	29,800	25,100	22,900	35,000	42,200	28,800	43,600	30,800			
	(34,700)	(29,900)	(22,900)	(34,200)	(40,600)	(37,400)	-	-	(40,800)	(33,600)	(38,500)	(35,300)	(38,400)	(41,900)	(3									

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
 - 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
 - 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
 - 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
 - 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
 - 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
- これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものでない。
7 この表は、「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

上段：公共工事設計労務単価
下段：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舍費等) (参考値)

地方連綿協議会名		所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円) 注(単位:円)																			
都道府県名	トンネル 建設費	橋りょう 特殊工	橋りょう 普通工	橋りょう 一般工	土木一般 建設費	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員	山林砂防工	軌道工	型枠工	大工	左官	配管工	はりつ工	防水工	板金工	タイル工	
北海道	43,200	33,000	35,400	43,600	28,900	30,400	24,900	45,600	31,500	29,700	36,500	32,900	26,400	28,100	28,300	24,100	28,200	30,200	28,700	-	
	(60,700)	(46,400)	(49,800)	(61,300)	(37,800)	(42,700)	(35,000)	(64,100)	(44,300)	(41,800)	(51,300)	(46,300)	(37,100)	(39,500)	(39,800)	(33,900)	(39,600)	(42,500)	(40,400)	-	
東北	43,600	32,400	37,200	42,300	32,000	31,400	25,600	52,200	34,200	34,000	-	37,800	33,700	29,600	30,100	23,600	27,400	26,800	28,000	22,500	
	(61,300)	(45,600)	(52,300)	(59,500)	(45,000)	(44,100)	(36,000)	(73,400)	(48,100)	(47,800)	-	(53,100)	(47,400)	(41,800)	(42,300)	(33,200)	(38,500)	(37,700)	(39,400)	(31,600)	
03 岩手県	43,700	32,500	37,300	43,800	31,900	31,500	25,500	54,300	35,600	35,800	-	37,700	34,000	30,400	31,900	25,200	27,400	27,000	28,200	22,500	
	(61,400)	(45,700)	(52,400)	(61,600)	(44,900)	(44,300)	(35,900)	(76,300)	(50,100)	(50,300)	-	(53,000)	(47,800)	(42,700)	(44,900)	(35,400)	(38,500)	(38,000)	(39,600)	(31,600)	
04 宮城県	43,400	32,300	37,000	42,900	32,100	31,300	25,400	59,400	38,900	38,700	-	37,800	38,400	33,000	34,600	26,400	27,200	29,600	30,600	22,600	
	(61,000)	(45,400)	(52,000)	(61,300)	(45,100)	(44,000)	(35,700)	(83,500)	(54,700)	(54,400)	-	(53,100)	(54,000)	(46,400)	(48,600)	(37,100)	(38,200)	(41,600)	(43,000)	(31,800)	
05 秋田県	44,100	33,300	37,600	44,100	33,500	31,800	25,900	54,500	35,500	35,500	-	38,200	30,700	33,000	30,800	23,100	27,800	27,800	28,200	22,800	
	(62,000)	(46,800)	(52,900)	(62,000)	(47,100)	(44,700)	(36,400)	(76,600)	(49,900)	(49,900)	-	(53,700)	(43,200)	(46,400)	(43,300)	(32,500)	(39,100)	(39,100)	(39,600)	(32,100)	
06 山形県	43,800	32,900	37,300	42,800	31,000	31,500	26,800	54,400	35,600	35,400	-	34,100	30,900	28,500	30,000	25,400	27,500	30,900	29,000	22,600	
	(61,600)	(46,300)	(52,400)	(60,200)	(43,800)	(44,900)	(37,700)	(76,500)	(50,100)	(48,800)	-	(47,900)	(43,400)	(40,100)	(42,300)	(35,700)	(38,700)	(43,400)	(40,900)	(31,800)	
07 福島県	43,600	32,700	37,300	42,700	29,200	31,500	26,800	54,400	35,600	35,700	-	41,700	38,200	31,600	30,200	25,900	27,400	30,500	29,400	22,600	
	(61,300)	(45,700)	(52,400)	(60,000)	(41,100)	(44,300)	(37,700)	(76,500)	(50,100)	(50,200)	-	(58,600)	(40,400)	(44,400)	(42,500)	(36,400)	(38,500)	(42,900)	(41,300)	(31,800)	
関東	38,600	32,700	33,500	37,400	29,000	38,400	29,400	43,900	29,700	31,900	30,700	54,700	28,700	29,100	29,700	26,000	28,400	30,700	31,300	24,200	
	(54,300)	(46,000)	(47,100)	(52,600)	(40,800)	(54,000)	(41,300)	(61,700)	(41,800)	(44,900)	(43,200)	(76,900)	(40,400)	(40,900)	(41,800)	(36,600)	(38,400)	(43,200)	(44,000)	(34,000)	
09 栃木県	38,600	33,100	33,400	37,700	28,900	38,400	29,400	44,100	30,500	32,200	30,600	55,600	28,400	29,500	30,000	26,700	28,500	31,700	31,700	24,200	
	(54,300)	(46,500)	(47,000)	(53,000)	(40,600)	(54,000)	(41,300)	(62,000)	(42,900)	(45,300)	(43,000)	(78,200)	(39,900)	(41,500)	(42,200)	(36,100)	(40,100)	(44,600)	(44,600)	(34,000)	
10 群馬県	38,400	32,900	33,400	37,700	29,000	38,500	29,400	45,900	29,800	31,400	30,800	51,600	28,300	28,500	26,500	25,200	28,500	29,200	29,800	24,200	
	(54,000)	(46,300)	(47,000)	(53,000)	(40,800)	(54,100)	(41,300)	(64,500)	(41,900)	(44,100)	(43,300)	(72,500)	(39,800)	(40,100)	(37,300)	(35,400)	(40,100)	(41,100)	(40,600)	(34,000)	
11 埼玉県	38,600	33,700	33,500	37,900	29,400	36,400	29,400	45,700	34,400	33,600	30,600	55,700	29,800	28,700	29,800	25,800	28,500	32,900	32,200	-	
	(54,300)	(47,400)	(47,100)	(53,300)	(41,300)	(51,200)	(41,300)	(64,300)	(48,400)	(47,200)	(43,000)	(78,300)	(41,900)	(40,400)	(41,900)	(38,300)	(40,100)	(46,300)	(45,300)	-	
12 千葉県	38,500	33,100	33,500	37,900	30,000	36,400	29,400	45,700	34,400	33,700	30,600	57,000	28,900	28,700	30,300	26,300	28,500	33,000	32,300	-	
	(54,100)	(46,500)	(47,100)	(53,300)	(42,200)	(51,200)	(41,300)	(64,300)	(48,400)	(47,400)	(43,000)	(80,100)	(40,600)	(40,400)	(42,600)	(37,000)	(40,100)	(46,400)	(45,400)	-	
13 東京都	38,400	32,900	33,600	38,500	31,000	36,800	29,500	47,200	34,500	33,500	30,700	54,400	30,000	28,800	30,800	27,000	28,600	34,200	32,400	-	
	(54,000)	(46,300)	(47,200)	(54,100)	(43,600)	(51,500)	(41,500)	(66,400)	(48,500)	(47,100)	(43,200)	(76,500)	(42,200)	(40,500)	(43,300)	(38,000)	(40,200)	(48,100)	(45,600)	-	
14 神奈川県	38,400	32,900	33,600	37,600	31,400	36,500	29,400	46,300	33,500	32,200	30,700	52,800	29,900	28,700	29,800	25,600	28,500	31,300	31,700	-	
	(54,000)	(46,300)	(47,200)	(52,900)	(44,100)	(51,300)	(41,300)	(65,100)	(47,100)	(45,300)	(43,200)	(74,200)	(42,000)	(40,400)	(42,000)	(36,000)	(40,100)	(44,000)	(44,800)	-	
19 山梨県	38,700	32,300	33,600	38,900	29,800	36,400	29,300	46,800	32,900	32,300	30,700	52,300	30,000	28,900	29,500	25,600	28,500	30,900	31,300	-	
	(54,400)	(46,300)	(47,200)	(51,900)	(41,900)	(51,200)	(41,200)	(65,800)	(46,300)	(45,400)	(43,200)	(73,500)	(42,200)	(40,800)	(41,500)	(38,000)	(40,100)	(43,400)	(44,000)	-	
20 長野県	38,400	33,100	33,800	38,500	29,000	36,700	29,400	44,900	31,200	32,300	30,800	46,300	26,400	28,200	25,500	24,900	28,700	28,800	29,300	24,700	
	(54,000)	(46,500)	(47,500)	(51,300)	(40,800)	(51,600)	(41,300)	(63,100)	(43,900)	(45,400)	(43,300)	(65,100)	(37,100)	(39,600)	(35,900)	(35,000)	(40,400)	(40,500)	(41,200)	(34,700)	
北陸	48,200	35,800	43,100	41,400	26,900	35,400	27,700	48,200	30,600	32,500	32,000	34,400	26,700	27,800	27,600	24,800	28,900	27,100	28,900	23,600	
	(67,800)	(50,600)	(60,600)	(58,200)	(37,800)	(49,800)	(38,800)	(67,800)	(43,000)	(45,700)	(45,000)	(48,400)	(37,500)	(39,100)	(38,800)	(34,900)	(40,600)	(38,100)	(40,600)	(33,200)	
16 富山県	47,800	35,700	43,100	42,500	28,600	33,800	27,600	49,000	30,700	33,300	31,300	39,800	29,600	28,500	28,600	24,900	28,800	27,100	29,300	-	
	(67,200)	(50,200)	(60,600)	(59,800)	(40,200)	(47,500)	(38,800)	(68,900)	(43,200)	(46,800)	(44,000)	(56,000)	(41,600)	(40,200)	(35,000)	(40,500)	(38,100)	(41,200)	-	-	
17 石川県	48,100	36,100	43,300	43,500	30,700	34,000	27,900	47,500	31,900	31,500	31,500	40,700	29,100	28,600	28,200	25,300	29,000	28,300	29,800	-	
	(67,600)	(50,800)	(60,900)	(61,200)	(43,200)	(47,800)	(39,200)	(66,800)	(44,900)	(44,300)	(44,300)	(57,200)	(40,900)	(40,200)	(39,600)	(35,600)	(40,800)	(39,800)	(41,900)	-	
中部	43,900	33,500	38,000	39,600	29,300	33,800	26,600	43,400	29,400	26,800	32,800	45,100	30,200	31,300	26,900	24,200	28,200	27,100	29,300	-	
	(61,700)	(47,100)	(53,400)	(55,700)	(41,200)	(47,500)	(37,400)	(61,000)	(41,300)	(37,700)	(46,100)	(63,400)	(42,500)	(44,600)	(37,800)	(34,000)	(39,600)	(38,100)	(41,200)	-	
22 静岡県	43,800	34,300	38,000	39,900	29,500	33,700	26,500	49,500	31,900	30,300	32,500	48,300	28,400	31,200	28,400	24,300	28,200	29,800	30,500	25,000	
	(61,600)	(48,200)	(54,000)	(56,100)	(41,500)	(47,300)	(37,300)	(69,800)	(48,900)	(45,600)	(45,700)	(67,900)	(39,800)	(43,300)	(39,800)	(34,200)	(38,600)	(41,800)	(42,900)	(35,200)	
23 愛知県	43,900	33,400	38,100	39,200	29,300	33,700	26,600	46,600	31,300	27,200	32,700	45,900	30,500	31,700	27,600	24,600	28,200	29,300	29,700	-	
	(61,700)	(47,000)	(53,800)	(55,100)	(41,200)	(47,400)	(37,400)	(65,500)	(44,000)	(38,200)	(46,000)	(64,500)	(42,900)	(44,800)	(38,800)	(34,600)	(39,600)	(41,200)	(41,800)	-	
24 三重県	43,900	33,500	38,200	40,800	28,300	33,400	26,400	46,600	30,500	27,100	32,600	47,500	28,500	31,300	27,000	24,900	28,300	29,200	31,800	-	
	(61,700)	(47,100)	(53,700)	(57,400)	(39,800)	(47,000)	(37,100)	(65,500)	(42,900)	(38,100)	(45,800)	(66,800)	(40,100)	(44,000)	(38,000)	(35,000)	(39,800)	(41,100)	(44,700)	-	
近畿	43,000	32,800	32,200	40,000	26,600	31,000	24,500	37,500	27,200	29,700	26,500	40,600	27,100	25,500	25,700	23,800	28,900	26,100	26,900	-	
	(60,500)	(46,100)	(45,300)	(56,200)	(37,400)	(43,600)	(34,400)	(52,700)	(38,200)	(41,800)	(37,300)	(57,100)	(38,100)	(35,900)	(36,100)	(33,500)	(40,600)	(36,700)	(37,800)	-	
25 滋賀県	43,800	32,400	31,900	39,500	26,900	29,000	24,700	37,700	28,300	24,900	26,400	40,700	27,500	26,600	26,600	24,500	28,800	26,800	26,900	-	
	(61,600)	(45,600)	(44,900)	(55,500)	(37,800)	(40,800)	(34,700)	(53,000)	(39,800)	(41,300)	(37,100)	(57,200)	(38,700)	(37,400)	(37,400)	(34,400)	(40,500)	(37,700)	(37,800)	-	
26 京都府	43,200	32,400	31,900	39,500	26,500	29,000	24,700	37,200	28,30												

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間あたりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
- 7 この表は、「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

上段：公共工事設計労務単価
下段：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舍費等) (参考値)

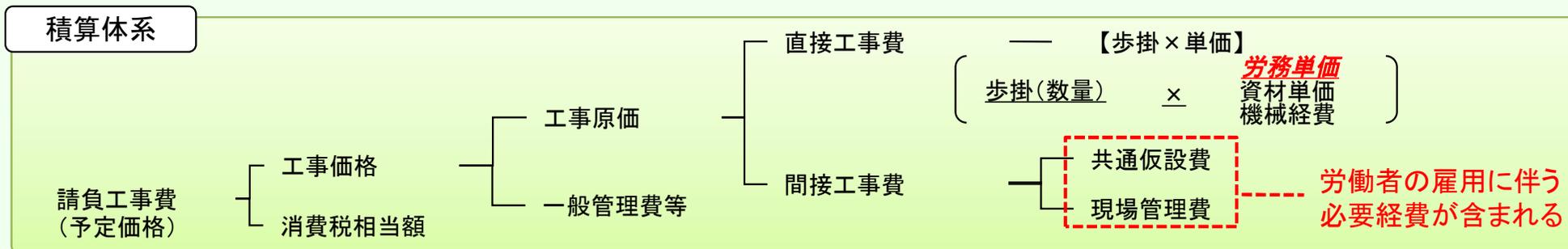
地方連邦協議会名	都道府県名	所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)																			
		サッシ工	屋根心き工	内装工	ガラス工	建員工	ダクト工	保温工	設備機械工	交通誘導警備員	交通誘導警備員										
北海道	01 北海道	28,100	-	27,100	24,200	-	23,600	27,200	27,100	16,900	14,000	(39,500)	-	(38,100)	(34,000)	-	(33,200)	(38,200)	(38,100)	(23,800)	(19,700)
		30,200	-	26,600	25,600	25,800	22,400	25,400	26,200	15,600	13,500	(42,500)	-	(37,400)	(36,000)	(36,300)	(31,500)	(35,700)	(36,800)	(21,900)	(19,000)
東北	02 青森県	30,200	-	26,800	25,600	25,800	22,600	25,300	26,000	16,500	14,100	(42,500)	-	(37,700)	(36,000)	(36,300)	(31,800)	(35,600)	(36,600)	(23,200)	(19,800)
		32,400	-	29,300	25,200	25,900	23,200	25,300	26,100	18,200	15,200	(43,600)	-	(41,200)	(35,400)	(36,400)	(32,600)	(35,600)	(36,700)	(25,600)	(21,400)
03 岩手県	30,200	-	26,800	25,600	25,800	22,600	25,300	26,000	16,500	14,100	(42,500)	-	(37,700)	(36,000)	(36,300)	(31,800)	(35,600)	(36,600)	(23,200)	(19,800)	
	32,400	-	29,300	25,200	25,900	23,200	25,300	26,100	18,200	15,200	(43,600)	-	(41,200)	(35,400)	(36,400)	(32,600)	(35,600)	(36,700)	(25,600)	(21,400)	
04 宮城県	30,900	-	27,200	25,900	26,100	22,800	25,700	26,500	16,000	13,500	(43,400)	-	(38,200)	(36,400)	(36,700)	(32,100)	(36,100)	(37,300)	(22,500)	(19,000)	
	30,100	-	26,400	25,600	25,200	24,100	25,500	26,300	17,900	15,100	(42,300)	-	(39,900)	(36,000)	(35,400)	(33,900)	(35,900)	(37,000)	(21,200)	(18,200)	
06 山形県	30,100	-	26,400	25,600	25,200	24,100	25,500	26,300	17,900	15,100	(42,300)	-	(39,900)	(36,000)	(35,400)	(33,900)	(35,900)	(37,000)	(21,200)	(18,200)	
	30,100	31,500	-	29,200	25,600	26,700	23,700	25,500	26,100	18,200	15,200	(43,200)	(44,300)	(41,100)	(36,000)	(37,500)	(33,300)	(35,900)	(36,700)	(25,600)	(21,400)
07 福島県	30,100	-	26,400	25,600	25,200	24,100	25,500	26,300	17,900	15,100	(42,300)	-	(39,900)	(36,000)	(35,400)	(33,900)	(35,900)	(37,000)	(21,200)	(18,200)	
	30,100	31,500	-	29,200	25,600	26,700	23,700	25,500	26,100	18,200	15,200	(43,200)	(44,300)	(41,100)	(36,000)	(37,500)	(33,300)	(35,900)	(36,700)	(25,600)	(21,400)
関東	08 茨城県	30,500	-	31,300	29,800	26,900	26,600	26,100	26,400	17,900	16,400	(42,900)	-	(44,000)	(41,900)	(37,800)	(37,400)	(36,700)	(37,100)	(26,200)	(23,100)
		30,600	-	31,900	29,700	26,900	26,300	26,100	26,400	17,500	15,200	(43,000)	-	(44,900)	(41,800)	(37,800)	(37,000)	(36,700)	(37,100)	(24,600)	(21,400)
09 栃木県	30,600	-	31,900	29,700	26,900	26,300	26,100	26,400	17,500	15,200	(43,000)	-	(44,900)	(41,800)	(37,800)	(37,000)	(36,700)	(37,100)	(24,600)	(21,400)	
	29,500	-	31,000	29,800	25,700	25,400	26,100	26,400	16,700	14,800	(41,500)	-	(43,600)	(41,900)	(36,100)	(35,700)	(36,700)	(37,100)	(23,500)	(20,800)	
10 群馬県	30,100	-	31,500	29,800	26,800	26,900	26,100	26,400	17,700	15,900	(42,300)	-	(44,300)	(41,900)	(37,700)	(37,800)	(36,700)	(37,100)	(24,900)	(22,400)	
	30,200	-	30,900	29,800	26,900	26,500	26,100	26,400	18,300	16,000	(42,500)	-	(43,400)	(41,900)	(37,800)	(37,300)	(36,700)	(37,100)	(25,700)	(22,500)	
11 埼玉県	30,400	-	31,300	29,900	26,900	27,000	26,200	26,400	19,000	16,600	(42,700)	-	(44,000)	(42,000)	(37,800)	(38,000)	(36,800)	(37,100)	(26,700)	(23,300)	
	29,500	-	31,700	29,900	25,700	26,000	26,100	26,400	18,500	16,600	(42,800)	-	(44,800)	(42,000)	(36,100)	(36,600)	(36,100)	(37,100)	(26,400)	(23,300)	
12 千葉県	30,100	-	31,900	29,900	25,700	25,900	26,100	26,400	17,200	15,200	(42,300)	-	(44,900)	(42,000)	(36,100)	(36,400)	(36,700)	(37,100)	(24,900)	(22,400)	
	29,200	-	30,600	30,100	25,700	25,500	26,100	26,400	15,900	13,600	(41,100)	-	(43,000)	(42,300)	(36,100)	(35,900)	(36,700)	(37,100)	(22,400)	(19,100)	
13 東京都	30,400	-	31,300	29,900	26,900	27,000	26,200	26,400	19,000	16,600	(42,700)	-	(44,000)	(42,000)	(37,800)	(38,000)	(36,800)	(37,100)	(26,700)	(23,300)	
	29,500	-	31,700	29,900	25,700	26,000	26,100	26,400	18,500	16,600	(42,800)	-	(44,800)	(42,000)	(36,100)	(36,600)	(36,100)	(37,100)	(26,400)	(23,300)	
14 神奈川県	30,100	-	31,900	29,900	25,700	25,900	26,100	26,400	17,200	15,200	(42,300)	-	(44,900)	(42,000)	(36,100)	(36,400)	(36,700)	(37,100)	(24,900)	(22,400)	
	29,200	-	30,600	30,100	25,700	25,500	26,100	26,400	15,900	13,600	(41,100)	-	(43,000)	(42,300)	(36,100)	(35,900)	(36,700)	(37,100)	(22,400)	(19,100)	
15 新潟県	32,000	-	29,000	26,800	23,300	22,900	26,100	27,900	17,600	15,700	(45,000)	-	(40,800)	(37,700)	(32,800)	(32,200)	(36,700)	(39,200)	(24,700)	(22,100)	
	31,000	-	28,900	26,800	23,000	23,400	26,100	27,800	17,400	16,200	(43,600)	-	(40,600)	(37,700)	(32,300)	(32,900)	(36,700)	(39,100)	(24,500)	(22,800)	
16 富山県	30,500	-	28,100	26,900	22,800	23,700	26,200	28,000	18,200	16,200	(42,900)	-	(39,500)	(37,800)	(32,100)	(33,300)	(36,800)	(39,400)	(25,600)	(22,800)	
	31,800	-	29,200	26,800	23,300	22,900	26,100	27,900	17,600	15,700	(45,000)	-	(40,800)	(37,700)	(32,800)	(32,200)	(36,700)	(39,200)	(24,700)	(22,100)	
17 石川県	31,000	-	28,900	26,800	23,000	23,400	26,100	27,800	17,400	16,200	(43,600)	-	(40,600)	(37,700)	(32,300)	(32,900)	(36,700)	(39,100)	(24,500)	(22,800)	
	30,500	-	28,100	26,900	22,800	23,700	26,200	28,000	18,200	16,200	(42,900)	-	(39,500)	(37,800)	(32,100)	(33,300)	(36,800)	(39,400)	(25,600)	(22,800)	
中部	21 岐阜県	31,600	-	29,200	29,100	25,300	25,400	28,200	29,000	18,400	15,900	(44,400)	-	(41,100)	(40,900)	(35,600)	(35,700)	(39,600)	(40,800)	(25,900)	(22,400)
		31,100	-	30,500	29,000	25,300	27,000	28,000	29,900	19,000	15,700	(43,700)	-	(40,600)	(40,800)	(35,600)	(36,100)	(39,500)	(40,600)	(26,700)	(22,100)
22 静岡県	31,100	-	32,900	29,100	25,300	25,600	28,100	29,000	19,700	16,200	(43,700)	-	(46,300)	(40,900)	(35,600)	(36,000)	(39,500)	(40,800)	(27,700)	(22,800)	
	31,800	-	33,000	29,100	25,600	26,600	28,200	29,000	18,700	15,500	(44,700)	-	(46,400)	(40,900)	(36,000)	(37,400)	(39,600)	(40,800)	(26,300)	(21,800)	
23 愛知県	27,000	-	28,700	26,700	26,700	23,700	26,500	25,500	17,000	14,800	(38,000)	-	(40,400)	(37,700)	(37,500)	(33,300)	(37,300)	(35,900)	(23,900)	(20,800)	
	29,200	-	29,300	26,600	26,800	24,700	27,000	26,800	16,300	13,700	(41,100)	-	(41,200)	(37,400)	(37,700)	(34,700)	(38,000)	(37,400)	(22,900)	(19,300)	
24 三重県	29,200	-	29,400	26,600	-	25,000	26,800	26,300	16,500	13,200	(41,100)	-	(41,300)	(37,400)	-	(35,200)	(37,700)	(37,000)	(23,200)	(18,600)	
	28,700	-	29,400	26,700	-	24,300	26,500	26,100	16,200	14,000	(40,400)	-	(41,300)	(37,500)	-	(34,200)	(37,300)	(36,700)	(22,800)	(19,700)	
25 滋賀県	28,700	-	29,400	26,700	-	24,000	26,600	26,100	16,600	13,700	(40,400)	-	(41,300)	(37,500)	-	(33,700)	(37,400)	(36,700)	(23,300)	(19,300)	
	29,200	-	29,500	26,800	-	25,400	27,000	26,000	16,700	13,900	(41,100)	-	(41,500)	(37,400)	-	(35,700)	(38,000)	(36,600)	(23,500)	(19,500)	
26 京都府	28,900	-	29,400	26,700	-	25,100	26,800	25,800	16,200	13,800	(40,600)	-	(41,300)	(37,500)	-	(35,300)	(37,700)	(36,300)	(22,800)	(19,400)	
	28,900	-	29,400	26,700	-	25,100	26,800	25,800	16,200	13,800	(40,600)	-	(41,300)	(37,500)	-	(35,300)	(37,700)	(36,300)	(22,800)	(19,400)	
27 大阪府	24,000	-	25,200	22,600	24,200	21,700	21,800	25,000	16,700	13,400	(33,700)	-	(35,400)	(31,800)	(34,000)	(30,500)	(30,700)	(35,200)	(23,500)	(18,800)	
	23,800	-	24,600	22,600	23,500	21,700	21,800	25,000	16,700	14,300	(33,500)	-	(34,600)	(31,800)	(33,000)	(30,500)	(30,700)	(35,200)	(23,500)	(20,100)	
28 兵庫県	23,900	-	25,800	22,600	24,200	21,900	21,900	25,000	17,300	15,000	(33,600)	-	(36,300)	(31,800)	(34,000)	(30,800)	(30,800)	(35,200)	(24,300)	(21,100)	
	23,800	-	24,600	22,600	23,300	21,600	21,800	25,000	17,200	14,700	(33,500)	-	(34,600)	(31,800)	(32,800)	(30,400)	(30,700)	(35,200)	(24,200)	(20,700)	
29 奈良県	23,900	-	24,900	22,600	23,500	21,600	21,800	25,000	17,000	14,200	(33,600)	-	(35,000)	(31,800)	(33,000)	(30,400)	(30,700)	(35,200)	(24,200)	(20,700)	
	23,900	-	24,900	22,600	23,500	21,600	21,800	25,000	17,000	14,200	(33,600)	-	(35,000)	(31,800)	(33,000)	(30,400)	(30,700)	(35,200)	(24,200)	(20,700)	
30 和歌山県	22,600	-	22,600	-	21,100	-	23,400	15,500	13,800	(31,800)	-	(31,800)	-	(29,700)	-	(32,900)	(21,800)	(18,400)	-		
	22,600	-	22,600	-	21,100	-	23,400	15,500	13,800	(31,800)	-	(31,800)	-	(29,700)	-	(32,900)	(21,800)	(18,400)	-		
四国	36 徳島県	22,600	-	22,600	-																

建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表

現状

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- ・**建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない**
 (必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など



課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、**技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられている**との指摘がある。

対策

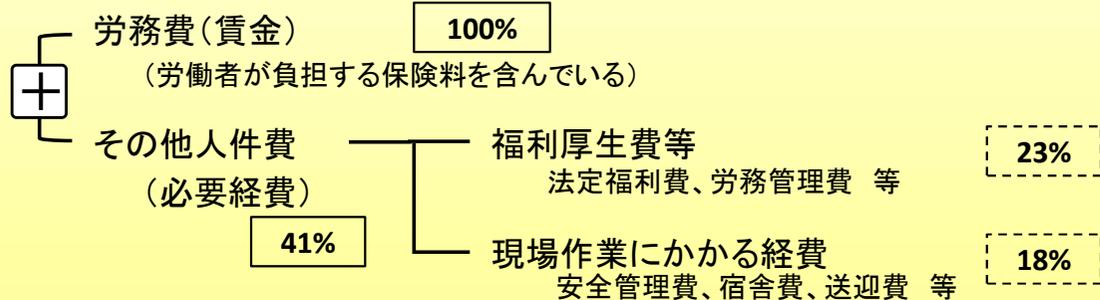
公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う**必要経費を含む金額**とを**並列表示**し、**公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。**

並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	18,100 (25,400)	12,600 (17,700)
□□県	19,200 (27,000)	12,800 (18,000)

(上段) : 公共工事設計労務単価
 (下段) : 公共工事設計労務単価 + 必要経費

労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



(注1) 数値は、全国調査を基に試算した参考値

(注2) 上記のうち、少なくとも労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

留意事項

国土交通省不動産・建設経済局長から建設業者団体の長あて通知（令和6年12月13日付け国不建推第64号、国不建振第105号、国官参建第47号）のほか、次の点についてご理解の上、より一層の徹底等について御配慮願います。

1 下請代金の支払等について

(1) 下請代金の支払等の適正化について

下請契約における代金の支払等について、資金需要の増大が予想される時期を控え、経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請業者（資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送業者等を含む。）に対する適正な代金支払の確保に配慮すること。

(2) インボイス制度開始後の免税事業者との適切な取引について

令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されたところであるが、免税事業者である下請負人との取引において、自己の取引上の地位を不当に利用した行為や優越した地位を乱用した行為は、建設業法や独占禁止法の規定に違反する行為として問題となるため十分留意すること。その上で、消費税相当額の取引価格への反映の必要性等について、双方対等な立場における合意に基づいて取引価格の設定を行うこと。

また、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」を参照し、免税事業者との取引等に留意するとともに、引き続き内容の周知に努めること。

(3) 下請代金の支払までの期間の短縮について

下請建設企業や資材業者が元請建設企業に対して有する債権について、ファクタリング会社が支払の保証を行うことにより、下請建設企業等の債権保全を支援する「下請債権保全支援事業」（令和7年3月末まで）が実施されているところであるが、当該事業を活用する場合を含め、全ての元請負人は、下請契約における受注者の資金繰等に配慮し、請求書の締切から支払までの期間をできる限り短くすること。

(4) 手形期間について

建設工事における下請代金の支払に手形を使用する場合は、手形期間を60日以内にする。

なお、令和6年11月1日以降に交付される手形期間が60日を超える手形は、建設業法上の「割引困難な手形」に該当するおそれがあるので留意すること。

2 適正な施工体制について

(1) 労働災害の防止について

国の「労働災害防止計画」や、道の「北海道における労働災害の防止に向けた取組方針」などによる関係者の取組により労働災害は減少傾向にあるが、建設業は依然として死亡災害全体の3分の1を占める状況にあることから、事業所等の統括安全衛生責任者等から現場への指導・援助・教育の徹底や、安全パトロールなどによる工事場所での安全管理の徹底などに十分留意すること。

建設業における死亡労働災害の発生状況は、10月末現在、昨年同期の5人から14人と増加しており、建設現場の本格稼働が続く中であって、更なる増加が懸念されるため、労働安全衛生法令の遵守徹底を図ること。

(2) 施工体制の確認について

道においては、適正な施工体制及び安全衛生管理体制を確保するため、受注者から提出される「積算労務単価報告書」において、「公共工事設計労務単価」との間に10%以上下回る項目がある場合には、原則、当該工事を建設工事下請状況等調査及び建設工事安全パトロールの対象工事とし、調査・指導を強化することとしているので、必要な経費の計上に十分留意すること。

また、元請負人は、施工体制台帳の作成を通じて、技術者の配置状況や下請業者の使用状況のほか、外国人技能実習生等の従事状況など施工体制の的確な把握に努めること。

3 社会保険未加入対策について

北海道発注の工事において、雇用保険、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）、健康保険及び厚生年金保険への加入が義務付けられている下請負人が、それらの法定保険に加入していない場合、元請負人は下請負人に対し、各種法定保険への適正な加入等について指導すること。ただしこれは、法律上加入義務のある各種保険への加入を図るものであり、加入義務のない保険への加入を求めているものではないことから、下請契約の相手方として適用除外となる建設業者の排除や、作業員等について現場入場等を禁止することのないよう留意すること。

また、労災保険に加入できない大工、左官、とびなど、労働者を使用しないで建設の事業を行うことを常態とするいわゆる一人親方について、労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の者に対して特別に労災保険への任意加入を認める「特別加入制度」の周知に努めること。

さらに、適正な就業規則の作成に努めることとし、この場合、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する場合は、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。

なお、「道発注工事における社会保険等未加入対策等について」（平成30年3月23日付け建管第1886号）により通知しているが、二次以下の下請負人についても、原則、社会保険加入者に限定しているため、留意すること。

4 労働者福祉の向上について

(1) 雇用・労働条件の改善について

建設労働力の需給動向に十分注意し、必要な建設労働者の確保に万全を期すこと並びに労働時間の短縮、労働災害の防止、賃金の適正な支払い、退職金制度及び各種保険制度への加入等雇用・労働条件の改善に努めること。

なお、令和6年4月より罰則付きの時間外労働規制が適用されているため、下請企業を含めた週休2日確保や長時間労働の是正等に留意すること。

また、建設業退職金共済制度については、平成28年4月に「退職金の支給要件の緩和」「被共済者による移動通算の申出期間の延長」「移動通算できる退職金額の上限の撤廃」など、制度が変更されているので、被共済者への周知に努めること。

技能労働者の育成・確保については、適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であることから、特段の配慮に努めること。

(2) メンタルヘルス対策の推進について

心の不調などに悩む労働者やその家族、職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者に対する支援や役立つ情報について、専門の情報サイト「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト『こころの耳』」が開設されているので、周知が図られるよう努めること。

また、職場環境の改善に当たっては、北海道産業保健総合支援センターによる職場訪問などの支援や、独立行政法人労働者健康安全機構による助成制度を活用するなどメンタルヘルス対策の推進に努めること。

(3) 季節労働者への有給休暇の付与（前倒付与）について

季節労働者を雇用した場合、有給休暇の付与（前倒し付与を含む。）などが図られるよう努めること。

5 建設副産物について

工事の施工により生じる建設副産物（コンクリート塊等の建設廃棄物及び再生資源となる建設発生土）については、設計図書に明示された施工条件に基づき適正に処理すること。

建設廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）、建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日国官第122号改正）等を遵守し、工事現場の管理を適正に行うこと。

特に、建設リサイクル法に伴う対象建設工事における特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事等については、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行うとともに、同法に規定される分別解体等の計画の作成、下請契約を含む請負契約書面への解体工事に要する費用等の記載、届出等事項の下請負人への告知、再資源化等の完了報告、解体工事業の登録等の諸手続について遵守すること。

事業者はその事業活動によって生じた廃棄物を自ら適正に処理しなければならないとする「排出事業者責任」を負っており、建設廃棄物の処理を都道府県知事等から許可を受けている産業廃棄物処理業者へ委託した場合であっても、その責任を免がれるわけではない。建設廃棄物の処理を委託する場合には、書面により適正な委託契約の締結を行い、産業廃棄物管理票又は電子情報処理組織を使用した登録及び報告（電子マニフェスト）により処理が適正に行われたことを確認するほか、委託しようとする産業廃棄物処理業者の選定については、扱える産業廃棄物の種類、処分の方法（再資源化等を含む）、施設の処理能力等について確認し、適正な処理料金を負担するなど、発生から最終処分に至るまでの一連の処理工程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めること（排出事業者責任については、別添「産業廃棄物を排出する事業者のみなさんへ」を参照）。

建築物等の解体、改造又は補修工事（以下「解体等工事」という。）を行うときは、大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）及び石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）に基づき、工事の規模に関わらず必ず事前に有資格者による石綿の有無を調査するとともに、一定規模以上の工事は石綿事前調査結果報告システムで報告を行い、吹付け石綿や石綿を含む保温材等の使用がある場合は、各法令に基づく届出を行うとともに、事前調査結果について記録の作成及び保存を行い、工事現場では記録の写しの備え付け及び調査結果の掲示を行うこと（別添「【解体工事等を行う皆様へ】石綿含有建材調査について」を参照）。

なお、建築物の事前調査については、「建築物石綿含有建材調査者」又は「令和5年9月30日までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者」に限られていることに留意すること。

また、石綿含有成形板等を含む全ての石綿含有建材について、作業基準に基づく除去等作業などを行うほか、除去した石綿等については廃棄物処理法に基づく適正処理を行うなど、適切な措置を講じること。

解体等工事中に石綿含有建材の使用が判明した場合や、工事中の事故等により飛散のおそれが生じた場合は、石綿の飛散を防止するための応急措置を直ちに講じるとともに、地域の労働基準監督署及び道（総合）振興局環境生活課（札幌市、函館市、旭川市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、北斗市の市域内においては各市の環境窓口）に連絡すること。

6 道産品（資材）の活用について

道産品の需要を確保することは、地場産業の育成上きわめて重要であるため、使用資材については、間伐材を使用した木材・木製品、北海道認定リサイクル製品、北海道グリーン購入基本方針に基づく特定調達品目など、道産品を優先的に使用するよう努めること。

7 過積載運行の防止について

道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）等を遵守し、工事施工業者が過積載運行の要求を行わないことはもちろん、請け負った建設工事現場において、過積載車両の搬入・搬出などの違法行為を行わないこと。

8 下請契約の適正化等について

(1) 資材等の運搬業務契約、交通誘導警備業務契約の安全性の確保等について

資材等の運搬業務、交通誘導警備業務に係る契約についても、代金の設定に当たっては、工事の施工に関連する交通事故防止等の観点から、安全性等を考慮した適正なものとなるよう指導すること。

(2) 見積り等における労務単価に係る諸経費分等の適正計上について

見積り等に際して、公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合、当該単価は所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費等）、一般管理費等の諸経費は含まれておらず、別途計上されるものであることから、諸経費分は含まれていないなど公共工事設計労務単価の主旨を十分理解の上適正に取り扱うこと。

例えば、交通誘導警備業務について契約を締結する場合には、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社等に必要な現場管理費（法定福利費等）及び一般管理費等の諸経費を適正に計上すること。

(3) 原材料費等の高騰を踏まえた適正な請負代金の設定について

原材料費等の実勢を反映した適正な請負代金の設定や適切な工期の確保に留意し、請負代金の変更に関する規定（いわゆるスライド条項等）及び工期の変更に関する規定を適切に設定・運用すること。

なお、契約の締結に際しては、価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更及び請負代金の変更額の算定方法に関する定めを書面（電磁的方法を含む。）に記載しなければならないこととされたことに留意すること。

また、原材料費等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがあるので、この点についても留意すること。

9 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する北海道計画」の推進について

道では、平成29年(2017年)3月に施行された「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づき、平成31年(2019年)3月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する北海道計画」を策定し、建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算や建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定、建設工事の現場の安全性の点検等について、本計画を総合的かつ計画的に講ずべき施策等に位置付けているので、これらの施策の推進に向け、関係機関等と連携するなどして取り組むこと。

10 建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用について

建設技能者が持っている資格や経験に応じて、適切な処遇が受けられる環境の整備や書類作成の簡素化といった現場管理の効率化に向け、資格や就業履歴、社会保険の加入状況等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステムの運用が始まっているので、就業履歴の蓄積が可能な環境整備等システムの活用を図ること。

また、建設業における技能者の処遇改善に向けた取組として、「CCUSレベル別年収」が公表されているが、取組の普及には、CCUSの能力評価がより一層普及することが重要なため、技能労働者が能力評価を受けられるよう周知・普及を行うこと。

11 建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）について

建設業の働き方改革の推進の一環として、事務負担の軽減や生産性向上を図るなど非対面での申請手続きができる「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）」の運用が令和5年1月から開始されている。

申請者の事務負担軽減へと向けた取組として、国ではバックヤード連携による添付書類の削減等、利用者の利便性を考慮した検討を進めているので、積極的な活用を図ること。

12 経営事項審査について

国や地方公共団体等が発注する建設業許可を必要とする公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、建設業法第27条の23の規定により経営事項審査を受けなければならないとされている。

しかし、近年、適正な経営事項審査の結果通知書を有していない建設業者が公共工事を契約し、監督処分を受ける事例が散見されるので、審査基準日（決算日）から公共工事を請け負うことができる期間が切れ目なく継続するよう、経営事項審査を必ず受けること。

○関係通知等一覧

- 1 建設業法令遵守ガイドライン
(令和6年12月13日 国不建推第148号 各都道府県建設業担当部局長宛)
- 2 社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について
(令和4年3月30日 国不建キ第39号 建設業者団体宛)
- 3 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」改訂について
(平成30年7月2日 総行行第145号、国土入企第11号 各都道府県知事宛)
- 4 施工体制台帳の作成等について(通知)
(令和4年12月28日 国不建第466～467号 各都道府県建設業主管部局長宛)
- 5-1 建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(改正)
(平成26年2月3日 国土建第272号 都道府県主管部局長宛)
- 5-2 現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について
(平成23年11月14日 国土建第161号 各公共発注者宛)
- 5-3 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について
(平成21年6月30日 国総建第75号 公共工事発注担当部局長宛)
- 5-4 専任の主任技術者の取扱い【要件緩和】
- 6 主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(改正)
(平成30年12月3日 国土建第309号 北海道建設部長宛)
- 7 リーフレット 「建退共制度に加入しませんか！」(独立行政法人勤労者退職金共済機構)
- 8 リーフレット 「駆け込みホットライン」(国土交通省)
- 9 リーフレット 「建設業フォローアップ相談ダイヤル」(国土交通省)
- 10 「建設ホットライン」(北海道建設部)
- 11 下請債権保全支援事業について～下請建設企業・資材業者のみなさんへ～(国土交通省)
- 12-1 労働災害防止計画について(厚生労働省)
- 12-2 北海道における労働災害の防止に向けた取組方針(北海道経済部)
- 13-1 リーフレット 「建設工事に従事する一人親方の皆様へ」(厚生労働省)
- 13-2 リーフレット 「建設事業を営む事業者の皆さまへ」(厚生労働省)
- 13-3 道発注工事に係る社会保険等未加入対策について(北海道建設部)

- 14 建設業退職金共済制度について（独立行政法人勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部）
- 15-1 「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト『こころの耳』」（厚生労働省）
- 15-2 独立行政法人労働者健康安全機構 北海道産業保健総合支援センター ホームページ
- 15-3 産業保健関係助成金（厚生労働省・独立行政法人労働者健康安全機構）
- 16 リーフレット「解体工事、リフォーム工事を行う皆さまへ」（北海道環境生活部）
- 17 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する北海道計画（平成31年3月 北海道建設部）
- 18-1 建設キャリアアップシステム（一般財団法人建設業振興基金）
- 18-2 建設キャリアアップシステム（CCUS）におけるレベル別年収の公表（国土交通省）
- 19 よくある質問コーナー（独占禁止法）（公正取引委員会）【優越的地位の濫用】
- 20-1 免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A（国土交通省）
- 20-2 インボイス制度特設サイト（国税庁）
- 21 リーフレット「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）」（国土交通省）